

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年4月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	全国保証株式会社
証券コード	7164
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー（Taiyo Pacific Partners L.P.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年12月23日
訂正事項	下記<訂正事項>のとおり
訂正前	下記<訂正前>のとおり
訂正後	下記<訂正後>のとおり

<訂正事項>	第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者）/ 1】 (1)【提出者の概要】 【法人の場合】 【事務上の連絡先】 (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】 【株券等保有割合】 (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分 の状況】 (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (7)【保有株券等の取得資金】 【取得資金の内訳】
	第2【提出者に関する事項】 2【提出者（大量保有者）/ 2】削除
	第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】 削除

第2【提出者に関する事項】

<訂正前>

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(1)【提出者の概要】

【法人の場合】

設立年月日	平成19年9月7日
代表者氏名	クリスティーン・ワタナベ

代表者役職	COO
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,965,600
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,965,600
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,965,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月9日現在)	V	68,871,790
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.85
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分 の別	単価
令和3年12月23日	株券(普通株式)	1,965,600	2.85	市場外	取得	従前提出者の組織変更等による提出者変更のため

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券は、タイヨウ繁栄ファンド・エルピー保有の株式及び顧客との間の投資一任契約(再委任を含む)に基づく保有である。

なお、従前提出者の組織変更等による本報告書の提出にあたり、提出者の法人格の有無に関する従前の解釈を変更し、提出者が法人格を有するものとして本報告書を提出している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	7,813,157
上記(Y)の内訳	出資者及び顧客の資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	7,813,157

<訂正後>

1 【提出者(大量保有者)/1】

(1) 【提出者の概要】

【法人の場合】

設立年月日	平成19年9月7日
代表者氏名	クリスティーン・ワタナベ
代表者役職	COO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,690,300
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,690,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,690,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月9日現在)	V	68,871,790
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.36
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年12月23日	株券(普通株式)	1,965,600	2.85	市場外	取得	従前提出者の組織変更等による提出者変更のため
令和3年12月23日	株券(普通株式)	1,724,700	2.50	市場外	取得	タイヨウ・ファンド・エルピーからの投資運用に関する権限の受託のため

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券は、顧客との間の投資一任契約(再委任を含む)に基づく保有である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	14,755,075
上記(Y)の内訳	出資者及び顧客の資金

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	14,755,075
-------------------	------------

第2【提出者に関する事項】

<訂正前>

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・エルピー(Taiyo Fund, L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カーランド、キャリロンポイント5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年6月17日
代表者氏名	クリスティーン・ワタナベ
代表者役職	COO
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

重要提案行為等を行う可能性がある。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,724,600		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I

対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	1,724,600	P
信用取引により譲渡したことにより控除する 株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在す るものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,724,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月9日現在)	V	68,871,790
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.50
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年12月23日	株券(普通株式)	1,724,600	2.50	市場外	取得	従前提出者の組織変更等による提出者変更のため

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

従前提出者の組織変更等による本報告書の提出にあたり、提出者の法人格の有無に関する従前の解釈を変更し、提出者が法人格を有するものとして本報告書を提出している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	6,941,515
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	6,941,515
-------------------	-----------

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

<訂正後> 削除

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

<訂正前>

1【提出者及び共同保有者】

タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー(Taiyo Pacific L.P.)

タイヨウ・ファンド・エルピー(Taiyo Fund, L.P.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,724,600		1,965,600
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,724,600	P	Q 1,965,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,690,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月9日現在)	V	68,871,790
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)		5.36
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)		

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー(Taiyo Pacific L.P.)	1,965,600	2.85
タイヨウ・ファンド・エルピー(Taiyo Fund, L.P.)	1,724,600	2.50
合 計	3,690,200	5.36

<訂正後> 削除